

2016年3月 日

大阪府

知事 松井一郎 様  
大阪府教育委員会  
教育長 向井正博 様

大阪教育合同労働組合  
執行委員長 酒井さとえ

## 2016春闘要求書

### 第1章 はじめに

組合は、大阪府の橋下維新登場後の労働組合敵視政策、教育破壊政策を改めることを要求し続けてきた。昨年3月の中原元教育長のパワハラ疑惑とその後の教育委員会内部の混乱は、教育長、教育委員長の辞任にまで至ったが、解明すべき点に言及しないままの幕引きとなり、教育行政の正常化は依然困難な状態である。また、首長の教育介入を前提とした新しい教育委員会制度のもと、昨夏の教科書採択における育鵬社の採択の増加や、全国学力調査の入試利用など、大阪の教育破壊は児童・生徒に直結する問題であることはもはや明らかである。

「給与構造改革」以降、数々の給与削減が行われてきた。7年に及んだ大阪独自の月例給与カットとなる特例減額は2014年度で終了したものの、2015年度は「給与制度の総合的見直し」により、人事委員勧告による激変緩和措置を取ることなく、給料表引き下げを行った。また、越年となった賃金・一時金交渉においても、再び人事委員勧告を無視し、給与表引き上げ、地域手当引き上げを見送っている。府は財政難を見送りの理由としているが、その原因は私たち労働者にあるものではなく、この間、政治的パフォーマンスに邁進してきた府政のツケであることは明らかである。

### 第2章 賃金に関して

1. 2015年4月からの「給与制度の総合的見直し」による給与表引き下げを撤回すること。実現されないなら、当面激変緩和措置を行うこと。また、物価上昇および増税に見合った給与表の改定を行うこと。
2. 一時金の役職別段階加算を廃止すること。
3. 「評価・育成」システムの一時的金への反映および昇給へのマイナス反映を止めること。昇給は、従来の普通昇給・特別昇給の形で実施すること。
4. 「評価・育成」システムの検証結果を明らかにするとともに、評価結果の分布率を次の項目について明らかにすること。  
男女別 ・ 職種別 ・ 年代別（20代、30代、40代、50代、60代）
5. 「評価・育成」システムによる評価に「授業アンケート」の結果を反映させないこと。
6. 「評価・育成」システムの結果を再任用職員任用可否・更新可否に使わないこと。
7. 教育職給料表の「特2級」を廃止すること。
8. 事務職員・栄養職員の時間外勤務手当6%相当分を本俸化すること。また、教員を含

- め労働基準法通りの時間外勤務手当を支給すること。
9. 退職手当の調整率87/100への引き下げを撤回し、104/100に戻すこと。調整額を廃止し「給与構造改革」以前の退職手当制度に戻すこと。
  10. 育児休業中の賃金を全額保障すること。
  11. 臨時講師・職員の賃金にかかわって
    - ①一時金は、基準日主義をやめ労働日数に応じて支給すること。
    - ②臨時講師の賃金の頭打ちをなくすこと。
    - ③最高号級の頭打ちをなくすこと。
    - ④2級に格付けすること。
    - ⑤昇給制度を導入すること。
    - ⑥給料月額の設定にあたり経験年数を割り引かないこと（職員の給料に関する規則13条の4に準ずること）
    - ⑦空き時間に賃金を保障すること。
  12. 諸手当について支給率・額・基準等を改善すること。
  13. 臨時講師及び臨時職員に共済組合員資格の適用を行うよう、公立学校共済に働きかけること。
  14. 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤補助員にかかわって
    - ①非常勤講師の賃金算定方法を「週1コマあたり月額単価」制に戻すこと。
    - ②非常勤（若年）特別嘱託員の賃金を2002年度水準に戻すこと。
    - ③非常勤職員の雇用を保障し、これまでと同等以上の賃金を支給すること。
    - ④非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に正規職員と同率の年間一時金を支給すること。
    - ⑤非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に退職金を支給すること。
    - ⑥時間外労働に対して時間外勤務手当を支給すること。

### 第3章 労働条件の改善について

1. 職員基本条例、教育行政基本条例、府立学校条例、「国旗国歌条例」を廃止すること。また、「国旗国歌条例」による教職員の労働条件変更を命令しないこと。
2. 勤務時間短縮にかかわって、実効性のある措置を講じること。
3. 希望する現任講師を優先して継続雇用すること。
4. 長期休業中に病休講師を解雇しないこと。
5. 事務職員の配置は大規模過配については標準法を遵守すること。就学援助加配については、受給者が100名以上について加配すること。就学援助加配配置数を2014年5月に算出した実情に応じた数とすること。
6. 非常勤講師・職員にも大阪府が直接福利厚生事業を実施すること。
7. 義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元するように国に働きかけること。

以上